

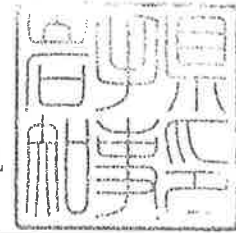
産業廃棄物処理施設設置許可証

令和2年12月1日

住 所 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第27地割12番地2
氏 名 株式会社ミナミ 代表取締役 南 由香

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日	令和2年12月1日	許可番号	第120082-14号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	がれき類の破碎施設（令第7条第8号の2施設） ・がれき類 ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築及び除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 岩手県九戸郡軽米町大字山内第6地割字和堂地向208番110では下記の産業廃棄物の種類に限る。 ・がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。） 以下余白		
設置場所	岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1、軽米町大字山内第6地割字和堂地向208番110及び盛岡市を除く岩手県内の排出事業場（駐機場所：岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1） 以下余白		
処理能力	・がれき類 1,056 t / 日（8時間稼働） ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築及び除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 712t / 日（8時間稼働） 以下余白		
許可の条件	—		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		